

平成29年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成29年2月14日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	報 告 事 項
	1 就学援助制度の認定基準の見直しについて
	2 小金井市立小・中学校連合作品展について
	3 第8回中学生東京駅伝大会について
	4 平成28年度小金井教育の日について
	5 第29回多摩郷土誌フェアについて
	6 第13回野川駅伝について
	7 その他
8 今後の日程	
第3	議案第3号 校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について

小金井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱新旧対照表 (案)

改正要綱	現行要綱	備考
<p>別表第 1 (第 3 条関係) 平成 25 年 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額</p> <p>生活扶助 (第 1 類、第 2 類) × 1. 6 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p> <p>別表第 2 (第 3 条関係) 平成 25 年 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額</p> <p>生活扶助 (第 1 類、第 2 類) × 2. 5 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p> <p>付 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>別表第 1 (第 3 条関係) 平成 25 年 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額</p> <p>生活扶助 (第 1 類、第 2 類) × 1. 7 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p> <p>別表第 2 (第 3 条関係) 平成 25 年 4 月 1 日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額</p> <p>生活扶助 (第 1 類、第 2 類) × 2. 5 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p>	<p>準要保護者認定基準の変更</p>

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成29年度 就学援助制度のお知らせ



The news of the educational expenses support system

小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の1.6倍未満の世帯（下表参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途必要な書類がありますので、学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 2,901,000円以下	約 3,738,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 3,798,000円以下	約 4,636,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 4,632,000円以下	約 5,470,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 4,996,000円以下	約 5,833,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。
※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 (4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。) 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円(年額) 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円(年額)
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に22,470円、中学1年生に25,550円を支給します。 (7月下旬に支給予定です。)
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 (上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円)
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

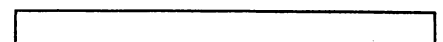
- 提出先： 小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。
また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。



特別支援学級

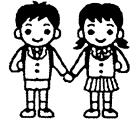
保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成29年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の2.5倍未満の世帯（下表参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途必要な書類がありますので、学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 4,241,000円以下	約 5,078,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 5,633,000円以下	約 6,470,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 6,838,000円以下	約 7,676,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 7,400,000円以下	約 8,238,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 (4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。) 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円(年額) 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円(年額)
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に22,470円、中学1年生に25,550円を支給します。 (7月下旬に支給予定です。)
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 (上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円)
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先：小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

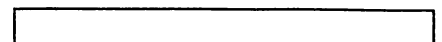
※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

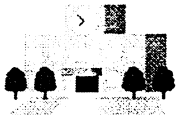
- 提出期限：

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。

また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。





平成29年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、通常の学級に就学している児童・生徒の保護者で、前年中の世帯収入が生活保護基準の1.6倍未満のご家庭に対して教育費の一部を援助しています。

就学相談を受け、特別支援学校に入学するのが相当である程度の障害（学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度）をお持ちの児童・生徒の保護者に対し、通常の学級に就学していても生活保護基準の2.5倍未満（下表参照）の世帯収入であれば教育費の一部を援助いたします。援助を希望される方は、下記のとおり、申請手続きを行ってください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 4,241,000円以下	約 5,078,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 5,633,000円以下	約 6,470,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 6,838,000円以下	約 7,676,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 7,400,000円以下	約 8,238,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

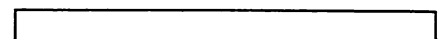
【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 (4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。) 小学校1年生11,420円、2～6年生 13,650円（年額） 中学校1年生 22,320円、2～3年生 24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生に22,470円、中学1年生に25,550円を支給します。 (7月下旬に支給予定です。)
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 (上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円)
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 対象疾病名は、トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）のみです。 ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先：小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎 7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874
※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：
※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。
また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。



保護者のみなさまへ

小金井市就学援助制度 ～制度変更のお知らせ～

小金井市教育委員会

小金井市では、就学援助制度の見直しを行い、平成29年度の就学援助制度について下記のとおり変更いたします。

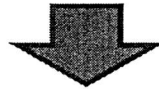
変更点1

通常の学級の在籍者の認定基準が平成28年度までは、世帯の総収入が生活保護基準の1.7倍未満でしたが、平成29年度は、生活保護基準の1.6倍未満となります。(下表参照)

なお、生活保護基準につきましては、引き下げ前の第68次(平成25年4月1日)の基準を継続して適用します。

変更前

世帯人数	家族構成の例	年間総収入(持家の場合)	年間総収入(賃貸の場合)
2人	親(32歳) 子(8歳)	約3,049,000円以下	約3,887,000円以下
3人	父(40歳) 母(35歳) 子(10歳)	約4,002,000円以下	約4,840,000円以下
4人	父(43歳) 母(39歳) 子(14歳) 子(11歳)	約4,877,000円以下	約5,715,000円以下
5人	父(40歳) 母(37歳) 子(13歳) 子(8歳) 子(5歳)	約5,263,000円以下	約6,100,000円以下



変更後

世帯人数	家族構成の例	年間総収入(持家の場合)	年間総収入(賃貸の場合)
2人	親(32歳) 子(8歳)	約2,901,000円以下	約3,738,000円以下
3人	父(40歳) 母(35歳) 子(10歳)	約3,798,000円以下	約4,636,000円以下
4人	父(43歳) 母(39歳) 子(14歳) 子(11歳)	約4,632,000円以下	約5,470,000円以下
5人	父(40歳) 母(37歳) 子(13歳) 子(8歳) 子(5歳)	約4,996,000円以下	約5,833,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わります。
※世帯収入とは、家計を同じくする方(同居・別居を問いません)の収入額を合算した額です。

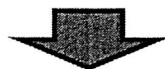
変更点2(新小学1年生、新中学1年生のみ対象となります)

就学援助の認定者で通常の学級若しくは特別支援学級又は学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害をお持ちの児童・生徒で通常の学級在籍者の入学時学用品費の支給額を下表のとおり増額いたします。

なお、入学時学用品費は、4月に就学援助の申請があり、結果が認定となった新入学児童(新小学1年生)・生徒(新中学1年生)がいる世帯に支給しています。(※要保護者は除く)

※ 要保護者とは生活保護受給者で就学援助が認定となった世帯です。

変更前	入学時学用品費	小学校	21,470円	中学校	24,550円
-----	---------	-----	---------	-----	---------



変更後	入学時学用品費	小学校	22,470円	中学校	25,550円
-----	---------	-----	---------	-----	---------

問合せ先
小金井市教育委員会学務課
電話 042-387-9874

小金井市立小中学校における『学校事務の共同実施』について

1 実施に向けての設置計画

年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
西部地区	拠点校工事	試行 4校4人	試行 4校4人	西部地区 共同事務室 開設 本格実施	継続
東部地区				拠点校工事	東部地区 共同事務室 開設 本格実施

2 拠点校、連携校グループ構成

	拠点校	連携校						
29年度	小金井二小	前原小	本町小	小金井一中				
30年度	小金井二小	前原小	本町小	小金井一中				
31年度	小金井二小	小金井一小	小金井四小	前原小	本町小	小金井一中	南中	
32年度	小金井二小	小金井一小	小金井四小	前原小	本町小	小金井一中	南中	
	東中	小金井三小	東小	緑小	南小	小金井二中	緑中	

教育委員会の今後の日程

平成29年2月14日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
中学校卒業式	3月17日(金)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月24日(金)	各小学校	全委員
平成29年 第3回教育委員会定例会	3月28日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年度 第2回総合教育会議	3月28日(火) 午後4時00分	801会議室	全委員
小学校入学式	4月6日(木)	各小学校	全委員
中学校入学式	4月7日(金)	各中学校	全委員
平成29年度 教育施策連絡協議会	4月11日(火) 午後(時間未定)	中野サンプラザ	全委員
平成29年 第4回教育委員会定例会	4月13日(木) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第1回理事会	4月24日(月) 午後2時00分	東京自治会館 大会議室	鮎川委員
平成29年 第5回教育委員会定例会	5月9日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員